

令和8年度野生鳥獣（ツキノワグマ）生息動態調査業務実施要領

1 目的

本業務は、府における特定鳥獣管理計画の資料とするため、ツキノワグマの個体群の動向把握等を行う。

2 実施者

本業務は、府が野生鳥獣調査及び解析能力を有する機関に委託して実施するものとする。

3 履行期間 契約日から令和8年9月30日まで

4 業務内容

番号	実施項目	内容等
(1)	捕獲情報調査 出没状況調査	狩猟者から回収したデータを解析し、分布状況等を把握する。また、被害防止捕獲等の捕獲データを解析し、捕獲傾向等を把握する。 目撃情報を解析し、出没傾向等を把握する。 捕獲及び対策並びに出没及び被害の関係を解析する。
(2)	個体数動態調査 個体数推定データ取得 (カメラトラップ調査)	カメラトラップ法により丹後個体群の個体数推定に必要なデータを取得する。
(3)	報告書作成	調査報告書を作成する。

5 調査内容

(1) 捕獲情報調査・出没状況調査

ア 捕獲情報解析

狩猟メッシュごとのツキノワグマの目撃頭数等について、過年度からの推移を含めて図化し解析を行うこと。

環境省の集計する鳥獣関係統計及び府の統計データから、1970年代からの捕殺数の推移を図化し、解析を行うこと。

イ 出没情報解析

府が収集したツキノワグマの出没地点ごとの情報を集計し、出没地点、振興局別の情報件数、月別の情報数の推移、出没集中地点、出没時の被害形態、誘引物の内容、出没地点における環境と集落との関係等について図化し、解析を行うこと。

ウ 関係解析

捕獲及び対策と出没及び被害の関係性について、解析を行うこと。

(2) 個体数動態調査（個体数推定のためのデータ取得）

カメラトラップ調査

自動撮影カメラを用いたトラップによってツキノワグマの胸部を撮影することで、胸部斑紋（月の輪紋）の特徴から個体を識別し、個体識別データを整理する

こと。

なお、調査は、「カメラトラップ調査マニュアルツキノワグマ胸部斑紋の安定的撮影手法ー（2012年2月12日第1版）」を参考に実施するものとし、調査地は丹後地域に1区域設定すること。

自動撮影カメラは調査地全体で37台設置し、設置地点において誘引餌を用いてツキノワグマを誘引すること。定期的なデータ回収の際には、誘引餌を必要に応じて交換すること。

(3) 調査報告書作成

調査結果を集約の上、報告書を作成し、A4版冊子2部及び電子データにより提出すること。

6 報 告

本業務の委託を受けたものは、着手届（第1号様式）を契約日又はその翌日に提出し業務を実施するものとする。

業務着手後は、調査主任届（第2号様式）を遅滞なく知事に提出することとする。

また、受託者は、業務が完了した時は、調査結果を集約の上、調査報告書を作成し、業務完了報告書（第3号様式）とともに、令和8年 月 日までに提出することとする。

なお、その内容については、事前に京都府農林水産部農村振興課と協議するものとする。

7 提出先

各様式の提出及び報告先は京都府農林水産部農村振興課とする。